原子力発電所から発生する建設発生土と原子力関連法令との関係について

## 1. はじめに

現在,東海第二発電所においては安全性向上対策工事を実施しており,建設工事に伴う残土が発生する。この残土については,一部は発電所外への搬出を計画しており,その行為が原子力関連法令による規制要求等に該当しない認識ではあるが,その認識で間違いないか確認をさせて頂きたい。

## 2. 建設発生土に対する原子力関連法令による規制等

原子力施設に対する法規制としては「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律」があるが、建設残土に対して同法及び関連政令・規則によ る直接的な規制は設けられていない。

また,原子力施設は放射性物質を扱うことから「放射性同位元素等の規制に関する法律\*\*(以下,「RI 規制法」という)」及び関連政令・規則では,放射性物質によって汚染するおそれのある場所に対して,規制が設けられており,それらの場所を特定し,管理することが求められている(この管理する区域を「管理区域」という)。

発電所の敷地では、この管理区域とそうでない区域(非管理区域)が明確に 区分されており、管理区域内のものの搬出には厳格に放射線管理をしている。 一方、非管理区域のものの搬出について、同法及び関連政令・規則の規制はない。

※放射性同位元素等の規制に関する法律・・・放射性同位元素に関する使用, 販売,廃棄等に対する規制

## 3. まとめ (搬出を計画している建設残土の扱い)

発電所構内工事における建設残土に対し,原子力関連法令による直接的な規制は設けられていない。

原子力関連法令は,発電所内の管理区域に対して規制を設けていることから, 建設発生土の発生場所がその区域外(非管理区域)であり放射性物質によって 汚染されるおそれのない場所であることを確認している。

以上のことから,原子力関連法令による規制の対象となるものではないと考えている。